様式第九十九中「第18条第２項」を「第19条第２項」に改める。

（ガス用品の技術上の基準等に関する省令の一部改正）

第二条　ガス用品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十六年通商産業省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三十三条中「第十六条」を「第十七条」に改める。

（ガス関係報告規則の一部改正）

第三条　ガス関係報告規則（平成二十九年経済産業省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中「第七条第三項」を「第八条第三項」に改め、同条第二項の表第一の項から第十の項までの規定中「第十九条第四項」を「第二十条第四項」に改め、同表第十一の項中「第七条第三項」を「第八条第三項」に改め、同表第十二の項から第十七の項までの規定中「第十九条第四項」を「第二十条第四項」に改める。

第四条第一項中「第七条第三項」を「第八条第三項」に改める。

（ガス事業託送供給収支計算規則の一部改正）

第四条　ガス事業託送供給収支計算規則（平成二十九年経済産業省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第十九条第四項」を「第二十条第四項」に改める。

（ガス事業法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第五条　ガス事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和五年経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条のうちガス事業法施行規則様式第五十四の改正規定中「届け出ます」を「申請します」を「届け出ます」に、同令様式第九十九の改正規定中「第十四条第二項」を「第十八条第二項」を「第14条第２項」を「第18条第２項」に改める。

附　則

この省令は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年十二月二十一日）から施行する。ただし、第五条の規定は、公布の日から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和五年十二月二十日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一―三四―一一

人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を改正する人事院規則

第一条　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後			
別表　人事管理文書の保存期間（第三条関係）			
一　任免			
人事管理文書の区分	基準日	保存期間	
（略）	（略）	（略）	
規則八―一二（職員の任免）	取得の日	七年	
（略）	（略）	（略）	
第十二条第二項又は第十四条第三項の通知の文書等（第八条第一項に規定する名簿のうち第十四条第一項の規定により有効期間が六年六月とされているものに係るものに限る。）	取得の日	五年	
第十二条第二項又は第十四条第三項の通知の			

改正前			
別表　人事管理文書の保存期間（第三条関係）			
一　任免			
人事管理文書の区分	基準日	保存期間	
（略）	（略）	（略）	
規則八―一二（職員の任免）	取得の日	三年	
（略）	（略）	（略）	
第六条第三項又は第二十九条第二項の同意の文書等			
第十二条第二項又は第十四条第三項の通知の文書等			
第十八条第一項第六号又は第十号の承認に関する文書等			